



夏休みを迎えて

ご家庭のみなさまへ

令和元年7月

元気モリモリ

朝ご飯

浦安市猫実1-1-1

青少年センター

TEL 712-6799

(内線 19642)

子ども達が心待ちにしている夏休みがまもなく始まります。学校生活を離れて、ご家庭で過ごす時間が多くなります。夏休み中はどうしても気持ちが開放的になり、子ども達の行動範囲や交友関係も広がり、ちょっとした気の緩みから生活が乱れたり、事件や事故に巻き込まれやすい時期でもあります。

皆さん健康にも留意して楽しい思い出に残る夏休みを過ごしてください。

まずは、健康から 熱中症にご注意ください！

熱中症は6月頃から多く発生し、7～8月頃にピークを迎えます。特に梅雨明け直後は、体がまだ暑さになれていないため、体温調節がうまくできずに熱中症にかかり、救急搬送される人が急増します。熱中症の症状が重くなる原因の一つとして、熱中症であると自覚できないまま、対処をしないで過ごしてしまうことが挙げられます。

熱中症は、予防と早めの対処が大切です。熱中症を正しく理解して、早めの対処で暑い夏を乗り切りましょう。

チェックリストで確認してみましょう！

◎熱中症にならないために

- のどが渴いたと感じる前にこまめに水分をとる
- 汗で失う水分と塩分の補給をこまめに行う
- 十分な睡眠
- 熱いときは無理をしないで、十分に休憩をとる
- 涼しい服装をして、外出時は、日傘をさしたり帽子をかぶる
- 外出時、厳しい暑さを感じる時は意識して涼しい場所や施設を利用して、上昇しがちな体温をクールダウンする
- シャワーやタオルで体を冷やす

◎対処法

- 涼しい場所で安静にする
- 経口補水液(食塩とブドウ糖を混合して水に溶かしたもの)やスポーツドリンクを飲む
- 脇や足の付け根など、動脈が集まっている場所を冷やす
- 医療機関やけんこうりダイヤルに相談する フリーダイヤル 0120-24-9250 24時間・通話料無料

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。

内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月に関係省庁、地方自治体、民間関係団体等と連携・協力しながら、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止の活動を実施します。

今年は、1つの最重点課題と5つの課題を挙げていますが、青少年センターでも、補導員、警察、学校、地域と連携しながら、広報活動や県下一斉合同パトロール(7月26日新浦安駅前広場)を実施していきますので、ご協力をお願いします。

最重点課題 インターネット利用に係る子供の性被害の防止

重点課題1 有害環境への適切な対応

重点課題2 薬物乱用対策の推進

重点課題3 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

重点課題4 再非行(犯罪)の防止

重点課題5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応



浦安市には青少年補導員さんが7月1日現在で106名います。朝・昼・晩と分担して街頭補導を行い、日々子ども達の見守りや声かけをして、子ども達の非行防止や健全育成、犯罪に合わないよう安全に努めてくださっています。黄色い帽子に白いジャンパーやポロシャツを身に着けているので、すぐにわかると思います。そういった方々の活動をお子様に伝えていただくと幸いです。よろしく申し上げます。



防犯かけこみ110番の店

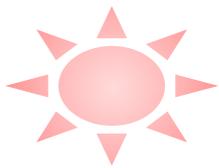
路上で犯罪にあったとき、またはあいそうになったときに避難できる場所として「防犯かけこみ110番の店」があります。開店しているときならいつでも、避難してきた方を保護したり、警察へ連絡してくれます。市内の飲食店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業者が参加しています。
(市民安全課)

ご存ですか？

- 保護者は、特別の事情がなければ、18歳以下の方の深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）外出をさせないように努めなければなりません。
- カラオケボックスやインターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店の営業者や従事者が深夜に青少年を客として入場させてはいけません。
- 保護者は、パソコンなどインターネットに接続する機器を適切に管理することにより、青少年有害情報を閲覧することがないように努めなければなりません。（フィルタリングサービスの利用）

千葉県青少年健全育成条例より

- 成人年齢が引き下げられる改正民法が国会で昨年6月13日に決・成立し、2022年4月施行となりました。例えば、親の同意なくローンの契約を結ぶことが可能になり、20歳以上でしか取得できない有効期間10年のパスポートが取得できるようにもなります。また、女性が結婚できる年齢が16歳から18歳に引き上げられました。ただし、飲酒や喫煙、競馬・競輪などは、20歳からで今のままで変わりはないようです。



青少年相談をご利用ください！



青少年センターでは青少年相談室を設けており、青少年の問題行動、学校、家庭、友人関係の悩みなどを、ご本人、保護者、青少年の家族等からの相談を専門の相談員がお受けし、問題解決に向けて適切な助言を行うとともに他機関との連携や専門機関の紹介なども行っています。悩みというものはひとりで抱えてしまいがちですが、是非お気軽にご利用頂きたいと思っております。一緒にお悩みの解決をしていきませんか。

電話相談・来所相談（予約制） 月～金 10:00～12:00
13:00～16:00

相談専用電話  047-351-1152（直通）
場 所 浦安市役所7階青少年センター

